

7 通知等

- (1) 養育費や財産分与等の金銭の支払いなどを円滑に行うために，お互いの住所や連絡先，勤務先や振込口座を変更したときに，相手方に通知する旨の条項を記載しておくこともあります。
- (2) しかし，様々な事情から，変更した住所等を知られたくないということもあり得ますので，この条項を記載しないこともあります。
- (3) 通知することにした場合の文例の一つとしては，次のようなものが考えられます。

第〇条（通知）

甲と乙は，お互いに，住所，連絡先（電話番号等）勤務先を変更したとき，また，乙において，振込先の金融機関の預金口座を変更したときは，直ちにその旨を相手方に通知する。